

第22回 時効(1)－取得時効・消滅時効

2013/06/24

松岡 久和

【取得時効】（E194-199頁、佐387-388頁、395-404頁）

Case 22-1 Y₁は、2003年4月2日に本件土地をAから買い受けて占有を開始したが、移転登記をしなかった。Y₂は、同年5月1日に土地の一部をY₁から賃借し、その部分を以後占有している。一方、2004年5月31日に、XはAから本件土地を買い受け、移転登記を得た。

2013年6月半ば、Xは本件土地がYらに占有されているのを発見し、本件土地の明渡しを求めた。

1 所有権の取得時効（162条）

1-1 要件

①自主占有

・占有＝物の事実上の支配（所持）＋自己のためにする意思（180条）

自主占有：所有の意思をもってする占有

・所有の意思＝所有者と同じように物を排他的に支配しようとする意思

所有の意思は占有権原の客観的性質により判断

例 所有者（と思われる者）からの買受人や相続人による占有

他主占有：他人が所有者であることを前提とする占有

例 賃借人・受寄者の占有やこれらの者の相続人が承継する占有

※これらの者（＝**占有代理人**）を介して占有をさせた貸主・預け主は自主占有者

・他主占有者は**所有権**の時効取得は不可、所有権以外の権利（賃借権など）の時効取得は可⇒2

・他主占有者が途中で自主占有に変わる場合もある（185条、詳細略⇒民法第二部）

②平穏・公然の占有

平穏←→強暴、公然←→隠秘：問題になることは少ない。

③他人の物の占有

★自己の物の取得時効は可能？

(ア) 一般論 (a) 否定説 ←規定の文言、自己の物の取得時効は無意味

(b) 肯定説 ←事実状態の永続、真の権利関係の立証困難

(イ) 契約当事者間（代金完済前の買主の占有事例）

(a) 否定説 ←売主の代金請求権だけが失われ均衡を欠く

(b) 肯定説 **判例** P I 190（原審は事情変更による代金増額改訂を肯定するも最高裁は破棄差戻）

(ウ) 二重譲渡事例（第一買主の占有後時効期間が経過しているが、第二買主の登記時からはまだ時効期間が経過していない場合）→「時効と登記」（民法第二部）

(a) 否定説 ←177条の判断と矛盾、登記の欠缺を時効で補うのは想定外

(b) 肯定説 ←第一買主の遡及的失権（他人物占有）、144条・162条の文言

判例 P I 189（受贈者対抵当権実行の競売による競落人）

P I 196（相続人在二重譲渡で第二譲受人からの輾轉譲渡。起算点は占有時）

ブレイク 短期取得時効（162条2項）は「不動産」から「他人の物」への改正（2004年）

192条（即時時効・瞬間時効→即時取得・善意取得：取引安全保護に純化）

④10年以上（短期取得時効。2項）もしくは20年以上（長期取得時効。1項）の占有継続

・起算点は現実の占有開始時（**判例** P I 197、通説←→逆算説）

←144条・162条の文言、取得時効と登記の問題の混乱防止

・占有を奪われても占有回収の訴えで勝てば占有継続を擬制（200条1項・203条ただし書）

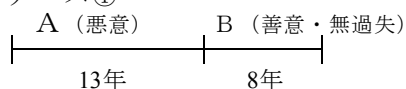
・前主（あるいは前々主以前）の自主占有との合算可能（187条1項）

←占有の二面性（占有権移転の承継取得性・自己自身の支配の原始取得性）

・合算する場合には、前主の占有の瑕疵も引き継ぐ（2項。次頁図参照）

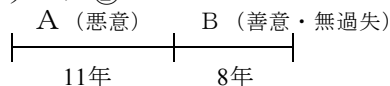
【占有承継と取得時効の成否】

ケース①



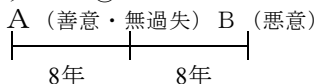
Bの占有のみ主張－善意・無過失8年
 ⇒短期・長期取得時効いずれも不成立
 Aの占有と合算主張－悪意21年
 ⇒長期取得時効成立

ケース②



Bの占有のみ主張－善意・無過失8年
 ⇒短期・長期取得時効いずれも不成立
 Aの占有と合算主張－悪意19年
 ⇒短期・長期取得時効いずれも不成立

ケース③



Bの占有のみ主張－悪意8年
 ⇒短期取得時効不成立
 Aの占有と合算主張－善意・無過失16年
 ⇒短期時効成立 ※反対説も有力

⑤ 占有開始時の善意・無過失（短期取得時効のみ。162条2項）

- ・無効な売買契約に基づく占有はもとより取引行為によらず自己が所有者であると過失なく誤信した場合でもよい（判例・通説）

←取引行為限定説（無効な契約でもよいが取引行為による占有取得に限る）や正権原必要説

1-2 2つの推定と証明責任

①善意・平穩・公然の自主占有は推定される（186条1項）→相手方が反対立証必要

※無過失は不推定⇒占有者に立証責任

②2つの時点での占有事実の立証⇒その間の占有継続の推定（186条2項）

1-3 効果

- ・所有権の原始取得：占有者は負担のない所有権を取得、真の権利者は失権

2 所有権以外の権利の取得時効（163条）

- ・上記①の自主占有に代えて、自己のためにする占有（他主占有）
 - ・取得が可能なのは、地上権・永小作権・地役権（283条：継続かつ表現のものに限定）・質権・賃借権
- 判例 P I 198：時効取得の要件（継続的な用益という外形的事実＋賃借権に基づくとの客観的表現）
 P I 199：承諾のない転借権も時効取得可能
 P I 200：寺院境内の使用を規制する公益目的に反して無効な賃借権も時効取得は可能
 P I 201：他人物賃借権も時効取得可能

※自主占有者の取得時効の不成立（P I 201：和解で時効の主張を放棄）と賃貸借契約無効の場合に実益有

【債権の消滅時効】（E199-200頁、佐404-406頁、408-409頁）

Case 22-2 2002年4月3日、Xは、利率年利8%、期限を2003年4月4日とする約定で、Yに100万円を貸し付けたが、Yは期限に元金金の弁済ができず、Xもあきらめていたところ、2012年の末にYは、資産家の父Aを相続した。XはYに対して、100万円＋利息80万円近くの請求ができるか。この貸付けについて弁済期限を定めていなかったとすると結果は異なるか。

1 各種の時効期間規定（最重要のもののみ抜粋）

- ・民事債権一般（原則）……10年（167条1項）
- ・商行為から生じる債権……5年（商522条）
- ・不法行為に基づく損害賠償債権……3年または20年（724条）

争われた具体例

P I 208②＝P II 227判117：国の安全配慮義務違反に基づく損害賠償債権は10年
 最判昭55・1・24民集34巻1号61頁：商人間の不当利得返還請求権も10年
 最判昭50・4・11民集29巻4号417頁：農地譲渡の許可申請協力請求権も10年
 P I 213：供託金払渡請求権は会計法の5年、取戻請求権は民法の10年

※短期消滅時効（170-174条）は沿革に基づくもので合理性が疑われ民法改正では廃止の方向

2 消滅時効の成否

- ・自然債務に消滅時効なし（P I 211：破産免責決定を受けた債権の時効中断のための訴えは訴えの利益を欠く）
←そもそも時効消滅した債権が自然債務
- ・破産終結で法人格の消滅した会社債務に消滅時効なし（P I 212：求償保証で主たる債務者の消滅によりその後の消滅時効なし）
- ・物権的請求権に独自の消滅時効なし（P I 214：婚約解消後の書状返還請求）

3 消滅時効の起算点（166条1項）

- ・一般：法律上の権利行使可能時（判例・通説）
←①法律関係の安定、②権利者の懈怠、③例外規定（724条等）の存在
←→現実的期待可能性説：権利行使が現実的に可能だった時点から起算
※民法改正では期間短縮に加え、724条のような二重期間とする案も有
- ・期限・条件と消滅時効の起算点の関係
 - 期限付債権……………期限到来時（ただし142条も参照）
 - 条件付債権……………条件成就時
 - 期限の定めのない債権…債権成立時※債務者が履行遅滞になる時点（412条）とは異なることに注意
- ・初日不算入の原則（140条、手形73条・77条1項、小切手61条、税通10条1項、地租20条の5・1項など）
←→年齢は初日参入（年齢計算：E191頁コラム②「4月1日生まれのなぞ」）
- ・各論：判例からの具体例
 - P I 202：原状回復不能による損害賠償債権一元の原状回復債権の請求可能＝解除時
 - P I 203：期限の利益喪失約款のある分割払債権－原則：各弁済期、例外：期限の利益喪失時
 - P I 204：他人の農地の買主の許可申請協力請求権－売主の所有権取得時
 - P I 205：無断転貸を理由とする解除権－転貸を知った時から10年
 - P I 206：預託金会員制ゴルフクラブ会員権－施設利用拒絶／不能時から10年
 - P I 207：農地二重売買による履行不能の損害賠償請求権－契約締結時
 - P I 208：塵肺訴訟－最終の行政決定による病変認定時
 - P I 209：塵肺訴訟・死亡例－死亡時、それ以前の軽い行政決定による損害は不控除
 - P I 210：自動継続定期預金払戻請求権－自動継続が停止された後の最初の満期日

4 時効の完成日

- ・期間満了は期間末日終了時点（141条）。
※142条は取引の問題ではないから消滅時効の完成日には無影響
- ・時効完成月に起算日に対応する日が存在しないときは、月末が完成日（143条2項。例：閏年の2月29日に起算される消滅時効の完成）

5 消滅時効の効果

- ・債権の請求力・執行力が消滅するが、**給付保持力**は残る→いわゆる**自然債務**
※民法改正の提案では抗弁権構成も主張されているが批判も多数
- ・例外：自働債権の時効完成時以前に相殺適状にあれば、完成後も相殺可能（508条）

【債権・所有権以外の財産権の消滅時効】（E200-203頁、佐406-408頁）

1 一般（167条2項）

- ・所有権および所有権に基づく請求権は消滅時効にかからない。
※取得時効されれば従来の所有権者は失権するがそれとは話が別
- ・所有権・債権以外の財産権の時効期間は一般には**20年**
例外則 担保物権は原則として被担保債権と別個には時効消滅しない
抵当権（396・397条）はさらにその例外
営業秘密使用行為停止・予防請求権（不正競争15条：3年または10年）

2 形成権と消滅時効

2-1 取消権（126・426・919条、消契7条1項など）

①二段階構成説（判例） 取消権が短期消滅時効にかかるが、取消権行使の結果発生する不当利得返還債権には別途10年の一般的な消滅時効。

← (a) 不当利得返還債権は別個債権、(b) 不当利得債権が行使可能なのは取消時から

批判 (a) 短期決済の趣旨に反する、(b) 形成権には時効は考慮しえない

②一段階構成説（有力説） 取消権行使の結果発生する不当利得返還債権も取消可能時から短期消滅時効にかかる。

③折衷説（松岡・下記判批） 取消権行使の結果発生する不当利得返還債権は取消時から短期消滅時効にかかる。

2-2 解除権（565条・566条・570条等以外は規定なし）

・一般的には10年の消滅時効にかかる（判例・通説）

・起算点 **判例** P I 205 関連判例①：賃貸借契約の解除権は10年の時効によって消滅する。最終支払期日が経過したときから時効が進行

P I 205（前記）

・解除後の原状回復請求権との関係：P I 202（前記）

2-3 その他の形成権（565条等の代金減額・損害賠償請求権等、826条、1042条等）

・取消権と同様の処理

判例 最判平4・10・20民集46巻7号1129頁（松岡「判批」民商109巻1号105頁以下）